

国土利用計画法施行令の一部を改正する政令案参照条文

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）

（交付金）

第四十条 国は、土地利用基本計画の作成に要する経費その他のこの法律の施行に要する経費で政令で定めるものの財源に充てるため、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に対し、交付金を交付する。

2 国土交通大臣は、前項の規定による交付金の交付については、各都道府県又は各指定都市における次の各号（指定都市にあつては、第二号中許可申請に係る部分及び第三号を除く。）に掲げる事項を基礎とし、各都道府県又は各指定都市における土地取引及び土地利用の動向等に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

- 一 各都道府県又は各指定都市において、それぞれ、この法律の施行上均等に必要とされる費用
- 二 土地に関する権利の移転又は設定の許可申請及び届出の件数
- 三 都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域の面積及び同項の規定による区域区分の定められていない市町村の数

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務

- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 削除
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 (略)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。
- 一 補助金
  - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
  - 三 利子補給金
  - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2  
2  
7  
(略)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）

（補助金等とする給付金の指定）

第二条 法第二條第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十一号から第七十六号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

- 一 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百五十条の三第一項に規定する交付金
- 二 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十三条第一項に規定する協同農業普及事業交付金
- 三 漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第百十八条第一項（同法第百三十二条において準用する場合を含む。）に規定する交付金
- 四 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の三第九項の規定による交付金
- 五 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十五条第一項に規定する交付金
- 六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第百五十六号）第七条 又は第十一条の規定による交付金
- 七 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項に規定する交付金
- 八 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第十三条第二項の規定による交付金
- 九 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十九条の規定による交付金
- 十 森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第百九十五条第一項に規定する交付金
- 十一 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第四項の規定による給付金
- 十二 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第七項に規定する交付金
- 十三 道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第一項に規定する交付金
- 十四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条に規定する調整交付金
- 十五 大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）第二条第一項の交付金
- 十六 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条第一項及び第四条第五項の規定による交付金
- 十七 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）附則第三項及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十六号）附則第五条に規定する交付金
- 十八 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第二十三号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第百九十二号）附則第三項及び同法第二十三条の規定による交付金

- 年法律第四十九号)第十条第一項の規定による損失補償金
- 十九 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十五条第一項に規定する交付金
- 二十 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十号)第五十条の規定による交付金
- 二十一 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第七条(同法第十条第四項において準用する場合を含む。)に規定する交付金
- 二十二 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第四十条第一項に規定する交付金
- 二十三 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一百一号)第九条第二項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金
- 二十四 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第三十五条の規定による交付金
- 二十五 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第四十五条の規定による交付金
- 二十六 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第二十三条の規定による交付金
- 二十七 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)第二十三条の規定による交付金
- 二十八 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二十二条の規定による交付金
- 二十九 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二百二十二条第一項及び第二百二十六条の規定による交付金
- 三十 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定による交付金
- 三十一 不発弾等処理交付金
- 三十二 交通事故相談所交付金
- 三十三 生活情報体制整備等交付金
- 三十四 放射能調査対策研究委託費
- 三十五 電源立地特別交付金
- 三十六 啓発宣伝事業等委託費
- 三十七 政府開発援助啓発宣伝事業等委託費
- 三十八 特殊教育就学奨励費交付金(第十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 三十九 社会事業学校等経営委託費
- 四十 生活保護指導監査委託費
- 四十一 身体障害者福祉促進事業委託費
- 四十二 衛生関係指導者養成等委託費(医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。)

- 四十三 心身障害児総合医療療育センター運営委託費
- 四十四 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るもの
- 四十五 介護円滑導入臨時特例交付金
- 四十六 老人福祉事業開発委託費
- 四十七 健康づくり啓発事業委託費
- 四十八 がん研究助成金
- 四十九 中山間地域等直接支払交付金
- 五十 試験研究調査委託費のうち指定試験事業委託に係るもの
- 五十一 水産業改良普及事業交付金
- 五十二 農業共済団体職員等講習委託費
- 五十三 糖業振興臨時助成金
- 五十四 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
- 五十五 とも補償・稲作経営安定対策等助成金
- 五十六 学校給食米飯推進緊急対策事業費交付金のうち学校給食用炊飯設備等拡充交付金
- 五十七 流通円滑化対策助成金
- 五十八 水力発電施設周辺地域交付金
- 五十九 石油貯蔵施設立地対策等交付金
- 六十 住宅地関連公共公益施設整備事業助成金
- 六十一 首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額
- 六十二 住宅地区改良指導監督交付金
- 六十三 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給指導監督交付金
- 六十四 地方道路公社都市高速道路整備補給金
- 六十五 情報通信技術講習推進特例交付金
- 六十六 明るい選挙推進費交付金
- 六十七 公営地下高速鉄道事業助成金
- 六十八 原子力安全防災対策交付金
- 六十九 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
- 七十 大豆生産者団体等交付金（第十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

- 七十一 電源立地等推進対策交付金
- 七十二 原子力施設等防災対策等交付金
- 七十三 緊急地域雇用創出特別交付金
- 七十四 森林整備地域活動支援交付金
- 七十五 地域情報化モデル事業交付金
- 七十六 電源立地地域対策交付金（第二十二号に掲げる給付金に該当するものを除く。）